

平成26年4月1日

## 経営革新等支援機関として新たに151機関を認定しました

関東経済産業局及び関東財務局、東海財務局は、本日、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に基づき、経営革新等支援機関(※)として、新たに151機関を認定しました。これにより、関東経済産業局管内の経営革新等支援機関数は9,122機関となりました。

(※)経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等を受けられるよう、専門的知識や実務経験が一定以上のレベルを有する金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を国が認定し、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関です。

### 1. 経営革新等支援機関認定制度の概要

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が、平成24年8月に創設されました。

この認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験を有する個人、法人、中小企業支援機関等を、国が経営革新等支援機関として認定することにより、経営分析や事業計画策定など、中小企業が安心して経営相談等を受けられるよう、相談体制の整備を図るものです。

### 2. 関東経済産業局管内の都県別認定状況(別添参照)

これまで認定した8,971機関とあわせて、経営革新等認定支援機関数は9,122機関となりました。

※ 認定支援機関の一覧については、下記中小企業庁HP(全国)、関東経済産業局HP(管内)をご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/nintei\\_shienkikan.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/nintei_shienkikan.html)

### 3. 今後について

各地域において、認定経営革新等支援機関ごとのネットワークを構築し、中小企業に対する支援の充実を図ることとしております。

(問い合わせ先)

関東経済産業局産業部中小企業課長 青木

担当者:新堀、高井、篠崎

電話:048-600-0296(直通)



## 中小企業経営力強化支援法申請状況（第1～14号認定案件）

### 経済産業局

	税理士 (個人)	税理士 法人	公認会 計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工会 議所	中小企 業団体 中央会	中小企 業診断 士	社会保 険労務 士	行政 書士	民間企業 (コンサル)	NPO法 人	一般財団 法人・一般 社団法人	公益財団 法人・公益 社団法人	その他	合計
茨城県	214	17	11	0	15	0	1	6	1	8	0	2	5	0	2	1	0	283
栃木県	163	20	16	0	10	1	1	9	1	6	0	0	9	0	1	1	0	238
群馬県	216	40	9	0	4	1	1	7	1	9	0	2	5	0	1	1	0	297
埼玉県	643	76	47	0	30	1	1	11	1	23	1	0	8	4	2	1	1	850
千葉県	392	36	42	0	12	1	1	5	1	11	0	1	6	2	1	1	2	514
東京都	2608	465	559	37	580	21	1	4	0	26	3	9	103	9	11	3	4	4443
神奈川県	772	109	69	1	45	5	1	12	1	9	0	0	18	2	4	5	0	1053
新潟県	206	42	19	0	14	2	1	12	1	7	0	0	3	0	2	0	0	309
長野県	232	30	17	0	24	1	1	18	1	1	0	0	6	1	2	2	0	336
山梨県	111	5	3	0	3	0	1	1	1	6	0	0	2	1	0	1	0	135
静岡県	360	61	29	0	11	1	1	15	1	10	0	0	13	1	2	1	1	507
合計	5917	901	821	38	748	34	11	100	10	116	4	14	178	20	28	17	8	8965

### 財務局

茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	合計
5	10	12	8	11	45	12	23	5	10	16	157